

大阪市立淀川区民センターご利用の皆さまへ

施設をご利用の際の物品販売について

平素より、淀川区民センターをご利用いただきありがとうございます。

さて、区民センター等の区役所附設会館（市内 33 館）にて催し物を開催される際の物品販売について、同じ利用内容に対するご説明が施設ごとに異なる場合があります。

そこで、区民センター等の区役所附設会館をご利用の際の物品販売の許可基準（標準ルール）について、ご利用の皆さまに、分かりやすく明確にお示しする必要があるとの考えから、次のとおり改めて整理し、**令和 6 年 1 月 4 日以降の利用分から適用**させていただくことになりました。

今後、淀川区民センターのご利用にあたり、物品販売申告書の提出など、ご利用の皆さまにお手数をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

施設利用時の物品販売についての標準ルール

- ・ 催し物に関連する物品のみ、販売可能です。
（物品販売なしでは成立しないような催し物は、認められません。）
- ・ 販売内容の確認のため、物品販売申告書の提出が必要です。
- ・ 消費者保護の観点から、保険/投資/リフォームに関連する商品の販売、勧誘を行う催し物はできません。

※ 物品販売は、催し物の主催者の責任において実施してください。

※ リサイクルを目的とするフリーマーケットのような公共・公益性の高い催し物については、例外的に認められる場合がありますので、ご相談ください。

問合せ先：大阪市立淀川区民センター
電話番号：06-6304-9120